

あなたの声を...

# こら

第60号

2014年11月

## 議会だより



◎審議内容	2
◎監査委員決算意見書	4
◎予算・決算常任委員会報告	5
◎全国広報研修報告	7
◎一般質問	8
◎町の元気もの	16
◎議会日誌	16



甲良町のキャラクター  
ココラちゃん

写真：秋の収穫体験（西小）

# 平成25年度 決算を認定

…予算・決算常任委員会で慎重審議…

健全化判断比率	平成25年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	-	15.0%
②連結実質赤字比率	-	20.0%
③実質公債費比率	12.4%	25.0%
④将来負担比率	35.5%	350.0%

○財政健全化判断比率

報告 (3件)

審議内容

9月定例会は、9月5日から19日までの15日間の会期で開かれ、報告3件、承認2件、認定10件、議案14件、請願2件、意見書4件、同意1件、その他2件が提出された。審査の結果、意見書1件を否決し、他はいずれも可決した。  
一般質問は、5日と8日に8人の議員が行った。

○26年度せせらぎの里  
こころ運営会計補正  
4200万円追加  
賛成全員

○26年度一般会計補正  
5100万円追加  
賛成全員

承認(専決処分2件)

○下水道会計資金不足比率  
基準は20%であるが、黒字につき比率は算出されない。

○水道会計資金不足比率  
基準は20%であるが、黒字につき比率は算出されない。

認定(25年度決算10件)

○一般会計

歳入決算額

37億8657万円

歳出決算額

36億6077万円

賛成 (山田、阪東、野瀬、西川、濱野、木村、藤堂、金澤)

反対 (丸山光、西澤)

退場 (丸山恵)

○国民健康保険会計

歳入決算額

9億5211万円

歳出決算額

9億1473万円

賛成 (山田、阪東、野瀬、西川、濱野、藤堂、金澤)

反対 (丸山光、西澤)

退場 (丸山恵、木村)

○下水道会計

歳入決算額

4億2367万円

歳出決算額

4億2341万円

賛成 (山田、阪東、野瀬、西川、濱野、木村、藤堂、金澤)

反対 (丸山光、西澤)

退場 (丸山恵)

○住宅新築資金等貸付会計

歳入決算額

2741万円

歳出決算額

2741万円

賛成 (山田、阪東、野瀬、西川、濱野、木村、藤堂、金澤)

反対 (丸山光、西澤)

退場 (丸山恵)

○土地取得造成会計

歳入決算額

420万円

歳出決算額

420万円

賛成 (山田、阪東、野瀬、西川、濱野、木村、藤堂、金澤)

反対 (丸山光、西澤)

退場 (丸山恵)

○墓地公園会計

歳入決算額

105万円

歳出決算額

105万円

賛成 (山田、阪東、野瀬、西川、濱野、丸山光、木村、藤堂、西澤、金澤)

退場 (丸山恵)

○介護保険会計

歳入決算額

7億3122万円

歳出決算額

7億2515万円

賛成 (山田、阪東、野瀬、西川、濱野、木村、藤堂、金澤)

反対 (丸山光、西澤)

退場 (丸山恵)

○後期高齢者医療会計

歳入決算額

6724万円

歳出決算額

6724万円

賛成 (山田、阪東、野瀬、西川、濱野、木村、藤堂、金澤)

反対 (丸山光、西澤)

退場 (丸山恵)

○せせらぎの里こころ運営会計

歳入決算額

1億3248万円

歳出決算額

1億3190万円

賛成 (阪東、西川、丸山光、木村、藤堂、金澤、西澤)  
反対 (山田、野瀬、濱野)  
退場 (丸山恵)

○水道会計決算並びに事業報告

賛成 (山田、阪東、野瀬、西川、濱野、丸山光、木村、藤堂、金澤、西澤)  
退場 (丸山恵)

議案 (14件)

○家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例

この条例は児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき定める。

賛成 (山田、阪東、野瀬、西川、濱野、木村、藤堂、金澤)  
反対 (丸山光、西澤)  
退場 (丸山恵)

○特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

この条例は子ども・子育て支援法第34条第2項および第46条第2項の規定に基づき定める。

賛成 (山田、阪東、野瀬、西川、濱野、木村、藤堂、金澤)  
反対 (丸山光、西澤)  
退場 (丸山恵)

○放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例

この条例は児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき定める。

賛成 (山田、阪東、野瀬、西川、濱野、丸山光、木村、藤堂、金澤、西澤)  
退場 (丸山恵)

○税条例の一部改正

付則第19条の3を削る。平成29年1月1日施行。

賛成全員

○福祉医療費助成条例の一部改正

第2条第2号中「15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していないもの」の次に「(自己負担金を負担しない重度心身障害者(児)、母子家庭、父子家庭に該当する者を除く。)」を加える。平成26年10月1日から施行。

賛成全員

○特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

付則中第5項を第6項とし、第4項を第5項に改正。平成26年10月1日施行。

○せせらぎの里こつら設置および運営に関する条例の一部改正  
題名を道の駅せせらぎの里こつらの設置および管理に関する条例に改める。公布の日から施行。

賛成全員

○26年度一般会計補正 9225万円追加  
賛成 (山田、阪東、野瀬、西川、濱野、丸山光、木村、藤堂、金澤、西澤)  
退場 (丸山恵)

○26年度国民健康保険会計補正

3392万円追加  
賛成 (山田、阪東、野瀬、西川、濱野、丸山光、木村、藤堂、金澤、西澤)  
退場 (丸山恵)

退場 (丸山恵)

○26年度下水道会計補正

390万円減額  
賛成 (山田、阪東、野瀬、西川、濱野、丸山光、木村、藤堂、金澤、西澤)  
退場 (丸山恵)

○26年度住宅新築資金等貸付会計補正 79万円追加  
賛成 (山田、阪東、野瀬、西川、濱野、丸山光、木村、藤堂、金澤、西澤)  
退場 (丸山恵)

○26年度介護保険会計補正 365万円追加  
賛成 (山田、阪東、野瀬、西川、濱野、丸山光、木村、藤堂、金澤、西澤)  
退場 (丸山恵)

○26年度後期高齢者医療会計補正 295万円減額  
賛成 (山田、阪東、野瀬、西川、濱野、丸山光、木村、藤堂、金澤、西澤)  
退場 (丸山恵)

○26年度せせらぎの里こつら運営会計補正 48万円追加  
賛成 (山田、阪東、野瀬、西川、濱野、丸山光、木村、藤堂、金澤、西澤)  
退場 (丸山恵)

請願 (2件)

○手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書  
賛成全員

○ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書  
賛成全員

○「手話言語法」制定を求める意見書(案)  
賛成 (山田、阪東、野瀬、西川、濱野、丸山光、木村、藤堂、金澤、西澤)  
退場 (丸山恵)

意見書 (4件)

○ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)  
賛成全員

○憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書(案)  
賛成 (丸山光、西澤)  
反対 (山田、阪東、野瀬、西川、濱野、木村、藤堂、丸山恵、金澤)

同意 (1件)

○米価暴落に歯止めをかけ、政府による緊急の過剰米処理を求める意見書(案)  
賛成 (山田、阪東、丸山光、木村、藤堂、西澤)  
反対 (野瀬、西川、濱野、丸山恵、金澤)

○教育委員会委員の任命  
同意  
市山 明人氏(具竹)  
賛成 (阪東、丸山光、木村、藤堂、西澤)  
反対 (山田、野瀬、西川、濱野、金澤)  
退場 (丸山恵)

※議長裁決により可決

平成25年度

### 歳入歳出決算審査意見書

平成26年7月24日・25日・31日の3日間に行われ、平成25年度の一般会計および特別会計・企業会計の歳入歳出の審査を行った。

(意見書は抜粋・要約)

#### 監査委員

上野 安德氏  
木村 修氏

#### 一般会計

##### 【歳入】

収入未済額(滞納)の状況をみると、全体では、滞納額が増加しており、社会状況の悪化等厳しい面もあるが、ここは気を引き締めてより一層徴収努力をさせたい。

滞納額については、依然として、多額の滞納額があり、滞納額の減少に向けて、また、税負担・使用料負担の公平性を確保するため、納期限内納付を推進し、町長の陣頭

##### 【歳出】

指揮のもと、法に基づいた強固な滞納整理の執行をさせたい。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は93.9%で、前年比0.7ポイント低くなったが、依然として財政の硬直化が解消できていないと言わざるを得ない。更なる人件費の削減や不要不急の事業見直し等による歳出削減および未収金対策による収入の確保に職員が一丸となって取り組み、今後も経常経費の抑制に努められたい。

#### 特別会計・企業会計

##### ◎国民健康保険

今後も保健福祉課と連携し、病気の早期発見、早期治療、多重受診者への訪問や日常生活での健康づくりを支援し、医療費の適正化および抑制に努めることを期待する。

##### ◎下水道

今後は、維持管理に重点が移るが、水洗化率が、県平均の約90%と比べると65.8%と大幅に低いことから、今まで以上に未接続世帯への広報活動に力を入れ、水洗化の向上に努力させたい。

##### ◎住宅新築資金等貸付

本年度は、裁判所を通じた支払督促を実施されたが、それでも納付されない場合には、法的措置を取るなど強固な姿勢で収納率の向上に努力させたい。

##### ◎土地取得造成

未処分の町有地については、地籍調査業務と連携し、現況把握を行うとともに、管理の強化を図り、現状の回復・改善に努められたい。

##### ◎墓地公園

現在、整備された墓地396区画中、平成25年度で3区画、通算205区画を販売しているが、その率は51.8%であり、今後も早期に処分できるように町内外を問わず、広くPRして販売の促進を図るよう努められたい。

##### ◎介護保険

今後も認定者が減ることとは考えられないことから、筋力向上トレーニング・転倒予防教室・せせらぎサロン等の介護予防事業への参加を積極的に呼びかけ、介護給付費の抑制に努められたい。

##### ◎後期高齢者医療

平成26年度は保険料が改定されるので、納付義務の十分な理解と新たな滞納者を出さないよう初期対応に努め、更に滞納が増加しないよう徴収に努められたい。

##### ◎せせらぎの里こうら運営

生産者農家の拡大や年間を通して安定した農産物等が供給できる体制を確保し、人件費や光熱費等あらゆる経費の削減に一層努力をし、更なる利益体制の確立に努め、一日も早く指定管理等含めた民営化が図られるよう最大の努力をさせたい。

##### ◎水道事業

収入未済額(滞納)は、前年より減少しているが、今後も徴収体制の確立をし、特に悪質な滞納者へは給水停止処分をするなど、毅然とした対応をさせたい。

#### 結論

歳入歳出決算について審査した結果、決算の計数は正確であり、予算の執行および財産の管理については、適正に処理されていると認められた。

国や県の制度改革等により厳しい収入不足に見舞われたが、事務事業の見直しや経費の削減に努めたことは評価したい。過年度分は、特に誠意

のみられない悪質な滞納者には、滞納処分(差押え処分)の法的措置や給水停止等を徹底して行うなど、行政の責任として町の強い姿勢を示し、公平で必要な措置を執るべきである。財政危機を回避するために、職員が一丸となって、町政全般にわたり合理化と経費の削減に努め、事業の執行にあたっては無駄のないよう行われることを切望して、平成25年度決算審査の意見の結びとする。

# 予算決算常任委員会報告

委員会に付託された平成25年度一般会計・特別会計の決算認定合計10件を認定した。審査経過（概略・抜粋）は次のとおり。

## 一般会計

### 【歳入の部】

**Q** 町税の滞納繰越分の改善方法。

**A** 現年度分の未納克服を第一に、現年度分が完納となれば過年度分へ収納する。

**Q** いきなり差押えをされたとの意見を聞くが、生活困窮者への手立ては。

**A** いきなり差押えすることはなく、財産調査を行い、財産があれば差押え。財産がない場合には、納税相談により分納となる。

**Q** たばこ税の収入が前年度より200万円増加しているが、販売本数

が増えているのか。

**A** 健康意識の向上により、販売本数は減っているが、税額が増えたのは、たばこ税の改正があったためである。

**Q** 不動産売却収入972万2218円計上されているが、残地整理をしたものか。

**A** 未処分の分譲地と緑地等公共用地を処分したもので、合計7か所である。

**Q** 学校給食費の収入未済額75万1200円計上されているが、前年度に比べて大幅に増加している。その原因と件数、対策は。

**A** 滞納件数は46件で、

### 【歳出の部】

督促や電話による納付勧奨をした結果、10万円程徴収した。原因は、滞納者が準要保護に認定されているケースもあり、生活状況が厳しい。

**Q** 若者の定住を促進するための立案は。

**A** 若者定住・移住支援プロジェクト会議を毎月1回開催し、定住に向けた環境整備や子育て支援などを協議。若者アンケートや意向調査の結果を参考にしている。

**Q** 議会議員解職請求費72万5656円の支出は何か。

**A** 第3会議室の防犯カメラ設置費用や臨時筆生賃金、消耗品などの購入費である。

**Q** 徴税費の標準地鑑定委託300万1005円の計上は何か所あるか。町内のバランスは。

**A** 固定資産評価の基礎として宅地40か所を鑑定。大通りや集落内などバランスを考え設定している。

**Q** 塵芥処理費の不法投棄監視員報償19万2千円の計上は、不法投棄の監視以外に野焼きも監視か。

**A** 不法投棄の監視だけ。野焼きは、住民課で対応している。

**Q** 湖東広域衛生管理組合負担金（し尿）3757万9千円が計上されているが、し尿の処理量が減っているのに、負担金が増えた理由は。

**A** 汚泥の搬出設備工事を行ったためである。

**Q** 河川愛護活動事業委託29万7千円の内容と算出根拠は。

**A** 6字（小川原・北落・金屋・正楽寺・池寺・長寺東）が実施した河川清掃活動事業費。県の単価表を用い、面積により算出した。

出した。

**Q** 一人親家庭が増加していると聞くが、児童クラブの利用状況は。

**A** 東児童クラブは、月平均31人で一人親家庭の利用は4世帯、西児童クラブは、月平均20人で、一人親家庭の利用は6世帯である。

## 特別会計・企業会計

### ◎国民健康保険

**Q** 不納欠損額353万842円の内容は。

**A** 執行停止から3年経過による不納欠損26件であり、その内訳は、財産なし13件と生活困窮13件である。

**Q** 健診個人負担金4万7千円の内容は。

**A** 特定健診の結果から、保健指導の経過観察のため追加健診を受けた場合の一人あたり500円の

負担金である。

### ◎下水道

**Q** 平成25年度末の水洗化率は65.8%であり、前年度に比べ2.3ポイントしか伸びていないがその理由は。水洗化補助制度の拡充は。

**A** 水洗化が進まない理由は経済的なもの。生活保護受給者や非課税世帯への補助制度はあるが、拡充は考えていない。今後は、補助制度の周知をしていきたい。



**Q** 下水道料金の算定方法は。

**A** 上水道使用量で算定している。井戸水使用世帯は、1人あたり8㎡で算定している。

◎住宅新築資金等貸付

**Q** 滞納者の件数は。

**A** 住宅新築資金が69件、持家資金が4件、住宅改修資金が3件で、合計76件の1億7226万2875円の滞納額である。

**Q** 滞納額の多い者の金額は。

**A** 500万円以上の方がいる。

◎土地取得造成

**Q** 登記が進まない箇所は何件か。その理由は。

**A** 未整備箇所が22件で、境界が確定していない箇所など登記困難地がある。

**Q** 登記を進めるための根本的な解決策は。

**A** 同和对策事業が始まった時は、環境整備を主に進めていた。今後は地籍調査と連携して、登記を進めたい。

◎墓地公園

特に質疑はなかった。

◎介護保険

**Q** 介護保険料が高くなっているが、県内での状況は。

**A** 県下で一番高い保険料であり、年額6万6480円である。

◎後期高齢者医療

**Q** 広域連合への納付金

5944万3112円。一方、保険料収入は3965万8396円。保険料で賄えていないのか。

**A** 差額は保険料の軽減分の補てんとして、県と町からの保険基盤安定繰入金として1893万5445円の収入。ほぼ賄えている。

◎せせらぎの里こうら

**Q** 道の駅運営に関する意思決定はどのように行っているのか。

**A** 町長を管理者とし、室長に産業課長、他職員2人が運営事務について、その都度協議しながら行っている。また、生産者組合についても、毎月1回の定例会を開催し、協議を重ねている。

**Q** 出荷促進への補助制度の実績と成果は。

**A** 補助制度は一般会計の事業であり、対象品目は6品目で、申請件数は4件、補助額は7万6194円であった。今年度は対象品目を10品目に増やし、制度への理解を促進したい。

**Q** 直売所への農産物の安定供給を行うには、生産農家の指導育成が必要であり専門的な指導員を設置しては。

**A** 県職員OBなど専門性のある方を探しているが、なかなか見つからず、今は湖東農産普及課にその都度相談しながら指導を受けている。

**Q** 直売所の指定管理の目処は。

**A** ある程度の販売実績の見込みを立ててからバトンタッチしていきたいと考え、責任を持って管理者として取り組んでいく。今秋の終わり頃から公募の体制づくりをし、できれば来年4月から指定管理へ移行していきたい。

**Q** 水道

**Q** 漏水調査126万円の内容は。また、その中にメーター交換費用を含むのか。

**A** 管路1万7331mと個別音調508か所であり、メーター交換費用は、計器類修理341万7161円で計上している。

**Q** 不正取水の損害金は、決算書のどこに計上しているのか。

**A** 水道事業収益の過年度損益修正益として、30万円計上している。

**Q** 有収率の算定は、どのメーターで計算したのか。

**A** 水源地の直配分および正楽寺山配水池のメーターの合計と各家庭の使用量との比であり、消水利は含まない。



# 第80回 全国町村議会 広報研修会に参加して

平成26年7月10日(木)～11日(金)の2日間、東京で開催された全国広報研修会に、広報委員5人中、4人が参加しました。

内容は、「わかりやすい表現・表記のために」・「議会広報誌の編集」・「写真の見方、考え方」について、研修を受けましたので、ご報告いたします。

私が、議会広報に携わって2年半が経過し、7月には2回目の議会広報の東京研修2日間に参加することができました。

研修内容については、紙面デザイン、文章綴りなどの不具合事例を含めた広報として、必須事項を学んでまいりました。

広報は、議会と住民との身近なパイプ役とならなければならないと思っています。

新聞・週刊誌のように多くの方の目に留まるような紙面づくりに、努力していきたくと考えています。

広報研修を受け、講師の方の話を聞いて感じたことは、「表紙が大事である」ということです。それには、写真を撮るときには、しっかり撮るという意志を持つことが必要だと学びました。

そして、広報のレイアウトの手法として、見やすいレイアウト、読みやすいレイアウトにすることが大切であり、これらのことを常に意識し、見やすい・読みやすい広報になるよう、工夫したいと思えます。

今後も、町民の皆さんに迅速に正確な情報発信ができるよう、この広報委員で努めていきます。

阪東 佐智男 委員

丸山 恵二 委員長



山田 裕康 委員

野瀬 欣廣 委員

第80回全国町村議会広報研修会に参加して感じたことは、情報を「編集」し、身近にわかりやすく伝えるということです。

議決結果においては、決まったことを具体的に知らせる、委員会審議においては、審議の結果をわかりやすく理解できる見出しを入れる、一般質問においては、論点が明確にわかる見出しにするなどを学びました。

これからも町民の皆さんにわかりやすい議会だよりを作ることを心がけて頑張っていきます。

議会広報のまとめ方について、全国広報研修会に参加しました。

今回の研修では、広報は単なるお知らせではなく、いかにわかりやすく伝えるかが大切だと再認識しました。

自分の言いたいことを読み手にわかりやすく伝えるには、単に自分の言いたいことを言うだけではなく、読み手がその文章を読みながら、どのように思うか、どのように感じるかを推測しながら書く態度が必要だと学びました。

今後活かして、さらに興味をもって読んでいただける広報に繋げていきたいと考えます。

# 一般質問 要旨

## 阪東 佐智男 議員



### 防犯対策を問う

**Q** 昨年12月に庁舎の防犯カメラ設置予算を計上されたが、設置状況および費用はどうか。

**A** 総務課長

防犯カメラは、7月に10台設置した。設置場所は庁舎1階、公民館駐車場。金額は190万円。

**A** 総務課長

道の駅や保育園には、もう既に設置済で尼子駅には設置していない。その他町管理の施設について予算の許す限り設置をしていきたい。

**Q** 高齢者やひとり暮らしの方に、不審者による電話での金融商品の勧誘など特殊詐欺がここ数年後を絶たない。件数的には減少したものの、被害額は逆に伸びている。

**A** 住民課長

高齢者被害を未然防止するために、ICレコーダーを高齢者世帯に一部助成できないか。

**A** 住民課長

高齢者が被害に遭わないような啓発を十分して、対応については、住民課の消費者相談窓口で行う。また、ICレコーダーの一部助成については、今後の検討課題としたい。

**Q** 不特定多数が行き交う尼子駅や町施設の取付未完了のところに設置が必要と考えるが。



### 防災センター 建設を問う

**Q** 近年の異常気象による、暴風、洪水などの人類が経験したことのない災害が、今まで被害がなかった地域でも発生している。8月に広島で発生した土石流、福知山の豪雨など、防災に関する意識は住民にとって最大の感心があり、特にお年寄り世帯については、災害が発生するたびに不安だと思ふ。

今年度、安全・安心のまちづくりの拠点として防災センターを建設計画されたが、町としての建設に対しての企画コンセプトは。

**A** 総務課長

竜王町、東近江市が最近整備されており、担当者で視察を実施した。その内容をふまえて、遅れているが、基本的な方針を現在作成中である。

### 農業振興を問う

**Q** 県が認証した環境こだわり認証シールが近年、道の駅、野菜の里でも貼付が激減している。認証シールは消費者にとって、安全な農産物の目安となり安心して購入できる。激減した理由については、環境こだわり制度が、地球温暖化防止・生物多様性保全に支援金がシフトされ本来の野菜等の助成金に対してハードルも高くなったことに原因があるのでは。

**A** 産業課長

平成23年度から環境にこだわりの取り組みと地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い取り組みを支援するように変わり、少量の野菜生産者は、補助金がなくなったことが原因。県に聞くこと、認証が以前より少なくなっているとのことで、基準変更などの要望を行い、認証マークのついたブランド作物を増やして、道の駅などに陳列したい。

### 【その他の質問】

◆一人親家庭について



環境こだわり認証シール

# 一般質問 要旨

## 丸山 恵二 議員



### 高額医療費返金手続の 私文書不正作成を問う

**Q** なぜ不正に書類を作成したのか。また、課長がしたのか、課長の指示なしに勝手に担当者がしたのか。

**A** 住民課長

この事件が起こった背景としては、事務が滞っていた、できていなかったということにつきる。そして、私が把握できていなくて指示もできていなかったということが一番の原因である。私は指示していないが、時効が迫っていたので、不正請求を担当者がやってしまった。

**Q** 住民から聞いた話だと、詳しい説明はなかったということだが、この問題が起こったときに

**A** 住民課長

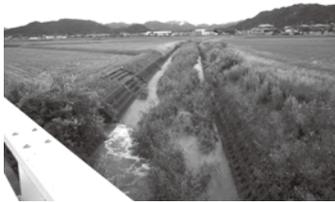
電話により説明をしたが、十分伝わっていない

### みな川浚渫 予定は

**Q** みな川の川底が大分上がっているように思うが、浚渫をする予定はあるのか。

**A** 建設水道課長

昨年度から県土木に要望をしているが、浚渫はいまだに実施されていない状況。立木などは早急にしてもらうように改めて要望をしているところ。浚渫については川底が高い箇所、低い箇所をならすことを考えておられ、土の処分を町がするという条件がある。新たに処分地も含めた要望を周辺の流域の町も交えて、追加に要望している。



一級河川 みな川

### 町の施設を問う

**Q** 町の施設につき、私たちの長寺西には、町民グラウンドはあるが、小さな子どもたちが遊べるような公園がなくなっている状況。小さな子どもたちにとっては町民グラウンドのある山まで行くのは大変だとお母さんから聞いていますが、字の中心に公園を建設することは考えているか。

**A** 人権課長

今まで地元と協議して、公園が駐車場などに変わってきており、公園が減ってきているという状況は認識している。ただ、今は子どもたちは神社やセンターの駐車スペース等で遊んでいるという状況なので、今のところは町として新たに公園を建設する予定はない。

**Q** 確かに子どもたちは神社で遊んでいるが、神社ではボール遊びはできない。新たに公園を建設する予定はないということだが、子どもたちが自由に遊べるように公園は必要だと思っているので検討してもらえないか。

**A** 人権課長

町独自で行うという予定はないので、地元役員等の要望、ご意見をいただいて検討したい。



旧長寺センター駐車場

# 一般質問 要旨

## 濱野 圭市 議員



### 官製談合疑惑の 総括

#### 町長の立場

**Q** 不起訴の結果は、100%わかっていた。いかに曖昧で全く根拠のない告発であった事が明らかになった。今だ警察も検事も人間だ間違いはあると司法批判をしている方もいる。町長が議員時代に「ある業者から聞いた」ことから始まった騒ぎであった。一連の中で報告会にどのような立場で、また誰に要請を受けて出席したのか。

**A** 町長  
自分の判断で出席した。

#### 多額諸費用の責任

**Q** 今回の問題について町長は一部の議員と水面下で常に癒着をしていた。全国でも町長が訴えて不起訴になる、また裁判にもならない事例はほとんどない。行政の無駄な出費について責任は。

**A** 町長  
議会の承認をもらっている。

#### 情報公開の有無

**Q** 金澤議員より不起訴になった資料の情報公開が出されているがなぜ公開できないのか。

**A** 企画監理課長  
刑事訴訟法の対象になるのでできない。

**Q** そんな簡単な理由なのになぜ答えを出すのに2か月もかかったのか。

**A** 企画監理課長  
弁護士と相談していたのでそのようになった。

#### 新たに審査会を設置

**Q** 新たに審査会を設置し2か月後に見せられない。訴訟にもなっていない書面は原則公開するのが当然である。弁護士から依頼すれば公開するのにか。

**A** 企画監理課長  
即答できない。

### 町民に対する 説明責任

#### 町長は以前、防災無線で年頭の挨拶や広報こうらで、しっかりと解決をして町民に説明すると言っている。自分にとって都合の悪い結果が出たからしないのか。これだけ町を騒がせてどのような理由で不起訴になったのか、町民に説明をするべきだ。

#### 町長

私なりに反省もしている。私にも落ち度があったと思っている。公の前で申し上げる。起訴は黒、不起訴は白とはっきりしている。いわゆるグレーはない。今後こうした事が二度と起こらないよう職員一同肝に銘じて取り組んで参りたい。関係者の皆様や町民の皆様大変余計な心配をかけた事に対して心からお詫びを申し上げます。

### 関係者に対する 謝罪

#### 関係者に対する謝罪はどのようにするのか。

#### 町長

機会を作って頂ければ、迷惑をかけた事は事実であり謝罪させて頂く。

#### ※町長の出処進退

本当に多くの住民や関係者に不利益を与えた。行政も議会も反省すべきである。大混乱をさせ結局は不起訴。多くの町民は議会また、北川町政に對し失望している。名誉棄損について弁護士と協議中である。反省すべきは反省し責任を取るべきである。それが最小限の町民や関係者に対する責任の取り方である。

### 東小学校周辺の 管理を問う

#### 東小北側道路ピオトープに水を注ぎいれる土管に泥が溜まるため、グレーチングの設置をお願いする。

#### 建設水道課長

構造を確認した上で今後検討していく。

**Q** 小学校北側歩道のガードレールのR部分が取れている。小口に当たると子どもたちがケガをするおそれがある。至急修理をお願いする。

#### 建設水道課長

道路付属点検業務を実施し、修繕計画をあげている。町費で修理を考えている。

### 町内のKY (危険予知) 対策

#### 街路樹の管理

**Q** 北海製缶北側道路街路樹により見通しが悪い。

#### 建設水道課長

調査確認の上対策をお願いする。  
高木の剪定は最近できていない。今後シルバーに依頼し進めたい。

# 一般質問

## 要旨

### 山田 裕康 議員



#### 道の駅の経営方針を問う

**Q** 上期9月末の売り上げ予測と収支予測は、どのようになるか。

**A** 産業課長  
売り上げ予想は、660万円を見込んで、前年度上半期の約10%増の金額。歳出が6960万円となる見込みで、300万円のマイナス。

**Q** 下期、10月から3月末の売り上げ目標と収支目標はどのようになっているか。

**A** 産業課長  
下期は、売り上げ目標が5760万円を見込んでおり、収支は、歳出が6100万円となる見込みで、340万円のマイナス。

**Q** 当初の年間売り上げ目標は、どのぐらいの目標を掲げていたか。

**A** 産業課長

当初の売り上げ目標は、1億1917万円を見込んでおり、歳出は、1億3149万円で、収支は1232万円のマイナスとなり、このマイナスは、一般会計からの繰入金で予定している。

**Q** 収支がプラスマイナスゼロになるには、どれだけの売り上げ目標になるか。

**A** 産業課長  
売り上げは、1億690万円必要と考えている。

**Q** 農家が納品している野菜・果物等の生産管理日誌は、搬入の何日前に提出していただいているか。全員の方が提出しているか。

**A** 産業課長  
前日までに提出していただいている。

全員・全部というわけではなく、量的に少ない野菜もあるので、生産者

の全員は出ていない。

※ 道の駅の赤字をなくすには、売り上げを伸ばすことが必須であり、道の駅運営事業に職員が真剣に取り組むことが大事である。



道の駅せせらぎの里(こうら)

#### 町職員のおつしは

**Q** 全体・朝礼・終礼や会議などにおいて、あいさつの指導はどのように行っているか。

**A** 総務課長

各課の窓口に来られた方すべての方にあいさつができていますかと言われると、なかなかできていない部分もあるかと思うので、100%を目指してやっていきたい。

**Q** 町長からの指導も必要と思うが、どのように考えているか。

**A** 町長

特にカウンターに近い職員には、できるだけあいさつをするように指導していきたい。

※ 役場に来られた町民のみなさんに笑顔であいさつしていただきたい。

#### 道路標識の要望対応は

**Q** 2年ほど前に、長寺西区から、富田スタンド前の道路に、最高速度の規制標識をつけてほしいと要望があったと聞いているが、現在どのようになっているか。

**A** 総務課長

要望は、平成24年に区の方からいただいている。町からは県警へ要望書を提出している。それに対しては、まだ正式な回

答はない。

この道路については、緊急性が低いということですが、毎年、要望していく。

※ 事故があつてからでは遅いんです。

こういうことは、起こる前に整備していただきたい。

# 一般質問 要旨

## 西川 誠一 議員



### 医療費請求漏れ

**Q** 140万円弱が健保組合へ請求せず期限切れになったのは、担当者の能力不足が起因しているのか、あるいは握り潰していたと思うが上司は把握していたのか。

**A** 住民課長

担当者の事務処理ができていなかったのが原因。上司として、把握していなかったのと指示ができていなかった。

**Q** 被保険者が請求書類を作成しなければならぬのに善意のつもりで作成し、捺印したのは大きな間違いでは。

**A** 住民課長

時効がせまっていたのでしてしまった。的確な指示をしておらず上司に責任があると反省している。

**Q** 懲戒審査会の設置は。 **A** 総務課長

9月中に設置を考えている。

**Q** 有印私文書偽造は懲戒解雇の対象になるのでは。 **A** 総務課長

今回の捺印の件で相手方への説明不足もあつたが、家族の方には連絡しているので弁護士より私文書偽造にはあたらぬとの指導を受けた。

**Q** 140万円弱の町への返金(弁償)はどうするの。 **A** 総務課長

懲戒処分として給与の10%減額(1か月)と勤勉手当60%カットする。今後の昇給を考えると生涯賃金や退職金を含めると相当な額となり、厳罰であることを理解願いたい。

**Q** 再発防止策は。 **A** 総務課長

今後作成していく予定であり、事務引継ぎを明確にしていく。

### 消費税対策の臨時給付金は

**Q** 臨時福祉給付金・子育て世帯特例給付金の対象者は何人か。 **A** 保健福祉課長

臨時福祉給付金の対象者は1658人で、8月末現在849人申請済み。

**A** 住民課長  
子育て世帯臨時特例給付金の対象者は751人ではば申請済み。

### 再生エネルギー設備補助は

**Q** 広域避難所への再生エネルギー設備補助申請をしているか。公共の場合全額補助とも聞く。役場屋上に防災用太陽光発電設備を設置してはどう

か。 **A** 総務課長

広域避難所では特に予定はない。新設予定の防災センターには必要と思う。

### 行政告発の不起訴処分を問う

**Q** 官製談合問題が不起訴となり町長は「不起訴はシロ」と明言されたが間違いはないか再度問う。また、町民への正確な報告はどのようにするのか。 **A** 町長

「不起訴はシロ」です。町民・関係者の皆さんに謝罪をするのは関係者の方と相談し調整する。

**Q** 名誉棄損、期間中の損失補てんや家族の方にどう責任をとるのか、善処していただきたいが。 **A** 町長

告発した以上、甲良町の名前を使っているので、皆さんに迷惑をかけたことを質問した。

考えている。

**Q** 告発にあたって議会の要請であっても行政として百条委員会の報告書の内容を慎重に審査する必要があったと思う。不起訴で戻ったのだから、中身を精査していただきたい。行政側の責任が生じてくると思う。要請された書類を公務員として右から左へ提出するのではなく中身を調べる必要があると思う。 **A** 町長

精査をと言われても検事も裁判官でもないから正否の判断をできないことを理解していただきたい。

【その他の質問】  
◆出町野間道路拡幅状況  
◆休日割増分支払の実状を質問した。

# 一般質問 要旨

## 丸山 光雄 議員



### 安全・安心のまちづくりのために危険な交差点の改善を

**Q** 安全・安心のまちづくりのために、町内で交差点など危険箇所を調査して、何か所ぐらいいあるか。

**A** 総務課長

区からの要望は全て確認し、30〜40件。そのうち交差点に関するものは20〜30件。全てを確認し、継続して必要なものは警察へ要望しているものもある。予算の範囲内で、停止線の設置など対処している。

**Q** できるだけ改善してもらいたい。

直接町民から改善の要望を聞いているところが、長寺西と下之郷の2か所があるが、どんな対策が必要か。

**A** 総務課長

下之郷の交差点は、停止線はあるが、草が茂って見通しが悪いので、中学校に確認し、対応したい。

**Q** 長寺西の交差点の場合、区からも要望が出されたことがあったと思う。町が交差点を改良することをはっきりと示すならば、地主は協力する用意があると言っており、きちんとした対応をすべきと思うが。

長寺西の交差点の場合、区からも要望が出されたことがあったと思う。町が交差点を改良することをはっきりと示すならば、地主は協力する用意があると言っており、きちんとした対応をすべきと思うが。

**A** 町長

T字路の交差点は、すっかりアールもとり、交差点改良が既にできている。毎年夏になると草が生い茂っているので、土地の所有者がしっかりと草刈りをしてもらいたい。我々が個人の宅地に勝手に入って草刈りすることはできない。

**Q** そのとおりだが、この場所は草むらでごみが非常に多く捨てられる。時には猫の死骸もあったと聞き、環境問題もあるので、近所の方々も困っているとのこと。改善の要望を強く求められた。

**A** 町長

交差点の改良工事は昔に終わっており、道路幅もすっかりとあるので、改良することはない。ただ、土地所有者が、草刈りをするのが第一条件なので、「見やすい交差点



下之郷（桂城神社）の交差点

になるように草刈りをお願いします」と言ってもらうのが一番望ましいと思う。

### 燃えるゴミの週2回収集を

**Q** 2期目の町長選挙公約で、現行2か月から4か月にと発表した。来年には必ず週2回収集を実現すべきでは。

**A** 住民課長

来年度週2回収集できるように、検討したい。

### 「不起訴不当」の審査申し立てを

**Q** 盗水の窃盗容疑で告発したY氏が不起訴決定となったが、本人の刑事責任が全く問われないのは道理に合わない。審査請求の申し立てをすべきと思う。

**A** 建設水道課長

検察が起訴した人物がいる以上、申し立ては困難と判断している。

※ 盗水問題も、官製談合疑惑も「不正は絶対に許さない」とする町長の姿勢が町民の共感を得て再選されたと思う。町長の当時の判断は非常に正しかったと私は確信している。町の人口が増えるためには不正がまかり通っては何もならない。引き続き不正のない甲良町にするために努力していただきたい。私たちもそのために頑張りたい。

【その他の質問】  
◆こどもが安心して遊べる児童公園を

一般質問  
要旨

西澤 申明 議員



高額医療請求の  
不祥事  
根本からの総括を

Q 福祉医療制度における高額医療費相当額の代理請求問題について、今回の不祥事は担当者の怠慢はさることながら、管理責任と業務全般のずさんさを示したものだと思わざるを得ない。またまたまのように見ているのは、深い教訓、反省がつかめないと思う。

A 医療費の2割を町が立てかえて払うのは、いつの時点で、何によって金額等が判明し、県国民健康保険団体連合会へ支払う具体的な手続はどうなるのか。

A 住民課長

診療が行われてから2か月後にレセプトが来て、連合会を通じて町へ請求が来るので、それにより2割分は連合会へ支払う。

Q そのレセプトごとに、

会計室を経て連合会へ支払われるので、制度上、担当課が直接払うことはないか。

A 住民課長

伝票を切って会計室から払うようになっていて、

Q 高額医療費申請の対象と判明した時点から、必要な手続をなぜ怠っていたのか大変疑問に思う。素人目から見ても、そういう初歩的な事務管理自体ができていなかったのかと思う。しかも、町発表によれば、時効になった件数が26件、それから時効前未処理が32件、合計58件も発生しているが、原因をどのように分析しているか。

A 住民課長

担当者の事務ができていなかったのは大きな問題だが、私を含め把握できていなかった。適切な指示を出せていなかったことが大きな原因だと考えている。

Q 損害を生じさせた上に、「担当課にあった印鑑」とのことが大問題だ。この印鑑はもとと必要ないもの。役場に保管されている経緯を明らかにして、廃棄しなければならぬ。報道では約50件とされているが、役場に

なぜ住民の印鑑が要るのか、なぜそんな保管をしているのか。

A 総務課長

詳しいことは私もわからないが、「印鑑を預かっておいて」という事例が昔はあったように聞いている。そういう印鑑が



残っていたということもあるかもしれない。役場の方で購入して保管しているということはあり得ないと思うが、積もり積もり残ってきていると思う。

Q 聞いてびっくり。なぜということ自体がわからないくらい蔓延していると思ふ。

町役場に詳しい議員が、委員会や全員協議会で「前からあった」「体質になっっている」と発言。これは税務課における固定資産税の同和減免や水道課における下水道分担金の同和減免など、本人の申請主義を役場自身が実行していないことで蔓延してきたのではないかと思う。そのような背景など、きつちりと総括する必要はあるが。

A 総務課長

以前はそういう仕事のやり方をしていたことがあったかもしれない。私

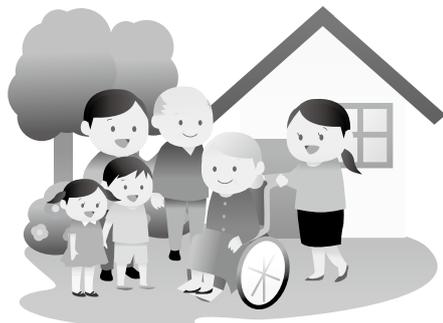
も疑問がある。自分で申請するのは当然として徹底していきたい。

【その他の質問】

◆人口減少への対応

◆日本の農業と地域を崩壊に導く安倍政権の農政問題

◆盗水問題の解決のために町の告訴は正当な判断で、「不起訴は不当」の申立を。



# 一般質問

## 要旨

### 金澤 博 議員



#### 教育長の選挙違反を問う

任命権者の教育委員長の見解は

Q ①教育長の選挙運動の失態をいつ知ったのか。②どのように対応したのか。③聞き取りをしたのか。④教育長の立場は。⑤選挙違反を理解していたか。

A 教育委員長

①25年10月24日午後8時頃選挙委員長から電話をもらった。②政治的中立性が欠けているから私が任命権者であるため注意するように連絡をもらった。③教育長に事実である事を確認した。④一般職⑤中立性に欠けているとしか言いようがない。

選挙違反の確信行動に対する見解を問う

Q 6月議会で教育長自ら「応援弁士を申し入れ6回行い、まだ半分残っている。誠に残念だ。不本意である」などと確信

的発言に対しどのような思う。

A 教育委員長

意見を述べよと言われるても中立性に欠けると言う事しかない。

Q 県知事選での選管委員の処分

A 先般の知事選挙で小鐘氏の投票依頼をして県選管委員が逮捕されている。今回犯した選挙違反は確信的犯罪である。教育長は6回も個人演説会の応援弁士をしている。処分が軽いのではないか。

A 教育委員長

中立性に欠けている。後は警察などに判断してもらうしかない。

Q 教育長の出処進退は

A 公職選挙法第136

条の2公務員等の地位利用による選挙運動禁止一般職、特別職は問わない。教育長は完全な選挙違反である。また、謝罪を求めると、もつと行きたかったなどと居直る姿勢は言語道断である。改

めて教育長の出処進退を問う。

A 教育長

町長の下で仕事をしている。町長の判断次第だ。辞めると言われれば辞める。

Q 罷免に値する。町長の考えは。

A 町長

選挙の時応援してあげようと言ってもらい大変有難かった。教育長が特別職であると認識不足であった。一生懸命頑張っている。できれば続投してほしい。

Q これから職員が選挙

違反をしたら口頭注意だけで済ませるのか。教育長が新しく任命される時「堀内さんは素晴らしい人だ」と町長が発言をし、全員一致で賛成した経緯がある。このままでは議員も町民も納得いかない。

A 町長

今後はこういう不祥事が二度と起こらないようにしたい。

#### ●公務員等の地位利用による選挙運動類似行為の禁止

以下の選挙運動類似行為についても、公務員等の地位利用による選挙運動とみなされて禁止される。【公職選挙法第136条の2】「選挙運動類似行為」とは、◆地位を利用して候補者の推薦に関与し、もしくは関与する事を援助し、または他人をしてこれらの行為をさせる事。◆地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示し、もしくは指導し、又は他人をしてこれらの行為をさせる事

#### 官製談合疑惑の不起訴の顛末

資料の提出を求める

Q 告発した資料を一部の議員は知っている。それを見れば全容が明らかになる。関係者は名誉棄損や苦痛を味わった。その点を整理しなければこの問題は解決できない。書類の提出を求める。

A 総務課長

私はよくわからないが、訴訟に関わる資料として提出できないと聞いている。

※ 官製談合疑惑の件を行政は一応謝罪した。議会もしっかりと総括し町民に説明する責任と義務がある。公金を使って結果が出たら終わりではなく町の町民も納得しない。今後議会の見解が問われる。建部議長は町民の声にしっかりと答えるよう要望する。

「農事組合法人  
サンファーム法養寺」です。

平成4年に営農組合を立ち上げ、平成17年に法人化し、個人で耕作できない水田を全面受託して、一集落

一農場を目指して集落営農を実践しています。水田は水稲・小麦・大豆を栽培して、休耕している圃場はありません。

平成21年にビニールハウス3棟を建設してトマトとイチジクを栽培し、直売所やスーパーに卸しています。「おいしい！」と大好評をいただき生産者冥利を実感しています。

これらの農作業はすべて法養寺内の定年退職者5人で行っていきます。町にはこれといった特産物はありませんが、各集落にできた集落営農組織が施設園芸に取り組めば、せせらぎ直売所

も大いに繁盛するし、定年退職者の生きがいの場づくりになるでしょう。

過疎化・高齢化・若者の減少から「やがて消えいく甲良町」が危惧されていますが、何もせず手をこまねいていては衰退の一途です。勇気を出して前を向いて新たな挑戦に立ち向かうことが町の皆さんに求められていると思います。



サンファーム法養寺との懇談のため、嘉田元知事が昨年来訪されました。

議  
会  
日  
誌

8月

- 1日 紫雲苑改装工事起工式
- 5日 議員公務災害補償等組合臨時会
- 12日 湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会
- 21日 滋賀県市町村職員退職手当組合議会
- 22日 びわこ京阪奈良線鉄道建設期成同盟会総会
- 26日 彦根市・犬上郡営林組合定例会  
例月出納検査・定期監査
- 28日 議会運営委員会  
彦根・愛知・犬上広域行政組合臨時会
- 29日 大滝山林組合定例会

- 17日 盗水疑惑特別委員会
- 19日 9月定例会(閉会)  
広報特別委員会
- 25日 例月出納検査・定期監査
- 29~30日 犬上郡議会行政視察研修

10月

- 1日 県議長会理事会
- 2~3日 町村監査委員全国研修会
- 7日 広報特別委員会
- 8日 県町村議会議員研修
- 12日 津まつり
- 15日 広報特別委員会
- 16~17日 日光市表敬訪問、日光東照宮秋季大祭
- 20日 国道8号バイパス建設促進の要望活動
- 23日 例月出納検査・定期監査  
町営林視察
- 28日 彦根・愛知・犬上市町議長会議員研修
- 30日 全国環境整備事業共同組合連合会全国大会

9月

- 4日 議会全員協議会
- 5日 9月定例会(開会・一般質問)
- 6日 愛知・犬上人権教育研究大会
- 8日 9月定例会(一般質問)  
予算・決算常任委員会
- 9日 予算・決算常任委員会
- 10日 予算・決算常任委員会

わがわが

霜月に入りこれからの季節少しずつ肌寒さを感じられ、それとともに冬野菜がおいしくいただける時季ではないでしょうか。

あたたかい鍋物、味噌汁、煮炊き物など「おふくろの味」は幼少時の記憶とともに忘れがたいものです。おふくろの味は、大人になってもなぜ記憶にのこるのでしょうか。

母親の味は、心と身体に優しく、みかえりを期待しない料理だと言えます。

母親の料理は我が子に対し、深い愛情が込められており、ふるさとの自然の恵みをたっぷり使用し、各家庭の食文化の伝統をしっかりと継承したのと言えます。

このような伝統ある和食が、昨年の末にユネスコの無形文化財に登録されました。日本の登録としては歌舞伎・能楽に続いてとなります。

しかしながら最近では、「コンビニ・スーパーで簡単におふくろの味と称したものが手に入る時代となりました。

本来のおふくろの味は、家庭で生まれるものであり、しっかりと我が子に引き継ぐ必要があり、料理の得て不得手もあると思いますが、頑張っておふくろの味を「完成してほしいものです。

阪東佐智男